写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局局名録等		

注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
(1)　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
(2)　無線設備の設置場所	免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［(3)・(4)　略］		
(5)　船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、免許記録、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 ［１～９　略］	［略］
［2　略］		

［二・三　略］

第３　携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

［1　略］

2　法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　免許記録	備付けの有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

	該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	

注　当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
(1)　［同左］	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
(2)　［同左］	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［(3)・(4)　同左］		
(5)　［同左］	次の事項について、免許状、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 ［１～９　同左］	［同左］
［2　同左］		

［二・三　同左］

第３　［同左］

［1　同左］

2　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
2　［同左］	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。